

令和7年度ケアラー月間における啓発事業業務委託仕様書（案）

1. 委託業務の名称

令和7年度ケアラー月間における啓発事業業務

2. 事業の目的

11月のケアラー月間において、ケアは家族だけで担うべきでないこと、他者に頼って良いことについて理解を深める啓発を行う。特に、高齢者の介護においては、早めに地域包括支援センターに相談することが重要であることから、「地域包括支援センターの認知度」を向上させる啓発も併せて実施する。

キャッチフレーズは「誰かを支えるあなたも支える。」

3. 事業内容

(1) トークイベントの開催・配信

ア 目的

「ビジネスケアラー（又はワーキングケアラー）」をテーマにケアの中でも事前に備えることができる高齢者の介護について、早めに地域包括支援センターに相談することの重要性など、仕事と介護の両立のポイントやノウハウを啓発するため、トークイベントを開催し、埼玉県公式 YouTube チャンネル等で配信する。（一般公開イベントを開催し、その様子を録画・配信するか、スタジオ収録により動画を作成・配信するかは提案による。）

イ 日程

・一般公開イベントとする場合

令和7年11月中にイベントを開催し、令和7年12月中旬頃までに動画を公開する。

・スタジオ収録・動画配信とする場合

令和7年11月1日から動画を公開する。

ウ 内容

- ・対象は年代や属性を問わず、広く県民全体を対象としているため、できる限り多くの方の関心を惹き、理解しやすい内容とする。
- ・地域包括支援センターへの早めの相談や介護サービスの上手な活用など、仕事と介護を両立するための入り口となるポイントを盛り込む。
- ・実際に仕事と介護の両立に取り組んできた方の体験談を盛り込むなど、ビジネスケアラー又はその予備軍の方の共感を呼び起こす内容とする。
- ・統計データや具体的な数値を用いて、視聴者が介護を自分事として認識し、備える準備を始めるきっかけとなるような内容とする。

- ・内容については、県と協議の上、決定する。

エ 動画の仕様等について

- ・県公式 YouTube にて配信を実施するため、字幕やテキストデータの作成、ファイル形式など県公式 YouTube チャンネルで配信することを前提とした仕様とする。
- ・そのほか、市町村や企業等が住民や従業員に対して啓発する際に活用しやすい仕様とする。

オ 動画配信の期間について

公開日～令和 8 年 3 月 3 1 日とする。

(2) メッセージ動画の作成

ア 目的

ケアラー月間及び地域包括支援センターを啓発するメッセージ動画を作成し、市町村や企業のデジタルサイネージ等で放映する。

イ 令和 7 年度ケアラー月間における配信期間

令和 7 年 1 0 月中旬～令和 7 年 1 1 月 3 0 日

※作成した動画については令和 8 年度以降も配信する予定である。

ウ 内容

・「ビジネスケアラー（又はワーキングケアラー）」をテーマに、ケアを家族だけで担うべきではないこと、地域包括支援センターへ相談することが大切ということが伝わるメッセージ内容とする。

- ・動画は次の 4 種類を作成する。ただし、①と②、③と④は同内容で構わない。

①時間：1 5 秒、画面比：16:9

②時間：1 5 秒、画面比：9:16

③時間：3 0 秒、画面比：16:9

④時間：3 0 秒、画面比：9:16

- ・県内の協力企業や市町村等へ配布し、各々のデジタルサイネージなどで放映することを前提とした仕様とする（ファイル形式：MP4 等）。

- ・字幕を付けることとする。

- ・メッセージの内容については、県と協議の上、決定する。

- ・8 月末頃までには電子データをメールで提出するとともに、CD-R に保存したもの 5 枚を県へ納品する。

- ・動画の使用期限は定めない。（出演者の選定等において十分留意すること。）

- ・作成した動画は、県がケアラー支援に資する用途で幅広く活用することを可能とする（周知協力企業等への投影依頼を含む）。

(3) チラシ・ポスターの作成・送付

ア チラシ、ポスターの作成について

- ・「令和7年度ケアラー月間」の告知用とする。
- ・デザインは、令和6年度ケアラー月間のポスター、チラシデザインを基本としても構わない。なお、令和6年度のデザインデータ（ai データ）が必要であれば、県が提供する。
- ・チラシのサイズはA4、ポスターはB2 とする。
- ・8月末頃までには電子データを県へ納品すること。
- ・印刷部数については、チラシ40,000部程度、ポスター4,000部程度とする。

イ チラシ、ポスターの送付について

- ・県が指定した県内の団体約150団体程度へ9月末～10月中旬頃までに納品する。
- ・送付先、各団体への送付部数については9月中旬を目途に県が決定する。

(4) ケアラー・ヤングケアラー啓発パネルの作成・配送管理

ア パネルの作成について

(ア) 目的

「家族が介護をするのは当たり前」という根強い規範意識により、悩みを声に出せず、孤立しやすいケアラー・ヤングケアラーの存在について、広く県民に啓発し、その理解を深めるとともに、社会全体で支える必要性について理念の浸透を図ることを目的とする。

(イ) 内容

B1(縦)サイズに印刷したパネルとしての活用及び県ホームページへの掲載を想定し、以下の10枚分のデータを作成すること(パネルとして印刷するのは5セット)。内容については県と協議の上、決定することとする。

- ①県施策紹介1(県が提供する内容についてまとめること。)
- ②県施策紹介2(県が提供する内容についてまとめること。)
- ③県施策紹介3(県が提供する内容についてまとめること。)
- ④県施策紹介4(県が提供する内容についてまとめること。)
- ⑤経験談1(現状のパネルと同内容とし、デザインを整えること。)
- ⑥経験談2(現状のパネルと同内容とし、デザインを整えること。)
- ⑦経験談3(現状のパネルと同内容とし、デザインを整えること。)
- ⑧経験談4(現状のパネルと同内容とし、デザインを整えること。)
- ⑨経験談5(新規にビジネスケアラーの経験談を取材し、⑤～⑧に倣って作成すること。)

⑩経験談6（新規に若者ケアラーの経験談を取材し、⑤～⑧に倣って作成すること。）

（ウ）納品方法

以下のとおり納品すること。

- ・B1（縦）サイズに印刷したパネル5セット（納品先：埼玉県地域包括ケア課）
※厚さ 7mm の発泡パネルに印刷し、県が提供するアルミフレームを付けて納品すること。
- ・県ホームページ掲載用 電子データ（PDF）

イ 配送管理

（ア）ケアラー・ヤングケアラー啓発パネルの配送管理について

県内市町村がケアラー・ヤングケアラー啓発パネル展示を実施するにあたり、パネルの配送・回収を行う。

（イ）期間

令和7年10月中旬～12月上旬

（ウ）内容

- ・県が保有するケアラー・ヤングケアラー啓発パネルを、パネル展を開催する県内市町村へ配送・回収する。
- ・パネルについては1セット10枚で合計5セット。
- ・パネルの設置等の展示準備は、市町村が行う。
- ・20市町村程度での実施を予定しており、実施市町村及び配送スケジュールは9月中旬を目途に県が決定する。

（5）その他受託者独自の提案による啓発事業の実施

ア 受託者独自の提案による啓発事業の実施について

主に現時点では介護に携わっていない現役世代に向け、興味・関心を惹きつける独自提案による啓発事業を実施する。

イ 内容

実施の詳細については、県と協議の上、決定する。

（6）実績報告

業務完了後、報告書を提出する。

（7）履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4. その他留意事項

- (1) 業務の遂行に当たっては、提案内容に基づき県と調整を図りつつ進めること。
また県と綿密な打ち合わせを随時行う体制を整備すること。
- (2) 各動画やパネル等の作成スケジュールについては、県での確認を行うための日数を考慮し、十分な修正が行えるよう余裕を持ったスケジュールを提示すること
(完成前の確認期間は5営業日を確保すること)。
- (3) 受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (4) 受託者は、本業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を順守すること。
- (5) 受託者は、本業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (6) 受託者は、本業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、個人情報の保護に関する法律等の関係法令の適用を受けるものとする。
- (7) 受託者は、委託業務の遂行に当たり、自己の責めに帰する事由により県に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。
- (8) 受託者は、委託業務の遂行に当たり、受託者の行為が原因で第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (9) 受託者は、成果物の著作権（著作権法第27条及び28条に規定する権利を含む。以下同じ。）を県に無償で譲渡するものとし、著作者人格権を行使しないものとする。
- (10) 本業務において使用する映像については、原則として新規撮影を行うこと。撮影及び撮影交渉、肖像権や著作権について必要な手続き、出演料や使用料等制作のために必要な経費は全て委託金額に含めることとする。
- (11) 納入される成果物に、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」）が含まれる場合には、受託者は当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切受託者の責任において処理するものとする。
- (12) 本人の承諾を得ることのできない人物画像については、本人と識別ができない程度の修正を行うこと。また、掲載後の肖像権あるいは個人情報に関わる問題が発生した場合は、受託者においてその責めを負うこと。
- (13) 成果物の引き渡し後1年の間に、成果物に瑕疵がある場合は、委託者と協議の上、修正等必要な措置を無償で講ずること。

- (14) 本仕様書に定めのない事項に関し疑義が生じたときは、遅滞なく県と協議して定めるものとする。